

「一般競争入札」による
大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払
実施要領

令和8年8月

大阪府住宅供給公社

目 次

売 払 い 一 般 競 争 入 札 の 主 な 手 順	P. 1
1. 売払物件	P. 3
2. 譲渡条件（特記事項）	P. 3
3. 売払いの方法	P. 3
4. 入札参加資格	P. 3
5. 失格要件	P. 4
6. 禁止事項	P. 5
7. 現地見学	P. 5
8. 質疑の受付及び回答等	P. 5
9. 入札方法等	P. 6
10. 入札保証金の入金	P. 7
11. 入札保証金の返還	P. 7
12. 開札	P. 7
13. 落札者の決定	P. 8
14. 契約の締結	P. 9
15. 残金の支払方法	P. 9
16. 所有権移転及び引渡し	P. 9
17. その他の注意事項	P. 9
入札心得	P. 11
物件調書	P. 13
土地売買契約書（案）	P. 15
位置図	P. 20
提出書類等の書式（見本：様式1～様式10）	P. 22
入札必要書類等チェックリスト	P. 34
大阪府住宅供給公社地図・交通アクセス図	P. 35

《売払い一般競争入札の主な手順》

入札の公表 要領等の配布	◎公 表 日：令和8年8月20日（木） ◎配布方法：大阪府住宅供給公社ホームページ http://www.osaka-kousha.or.jp/ 上記ホームページからダウンロードして下さい。 窓口での配布はいたしません。
-----------------	---



現 地 見 学	事前に公社ホームページの入札案内に記載している URL から現地周辺の状況をご確認ください。現地見学希望者は同ホームページに掲載している現地見学申込書にて、メールでお申込み下さい。 ◎現地見学申込期間：令和8年8月20日(木)～令和8年8月24日(月)まで ◎現 地 見 学 日：令和8年8月26日(水)～令和8年8月27日(木)まで ※現地見学の日時は、後日公社よりメールにてご連絡いたします。 ※現在、本物件内は立入禁止ですが、現地見学日に限り、ご覧いただけます。 (詳細は P. 5 を参照して下さい。)
---------	--



質 疑 の 受 付 及 び 回 答	(質疑受付) ◎提 出 方 法：郵送による。 ◎受付締切日：令和8年8月31日（月）必着 ◎提 出 先：大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ (質疑回答) ◎回 答 日：令和8年9月2日（水） 当公社ホームページにて掲載します。 (詳細は、P. 5～6 を参照して下さい。)
----------------------	--



入 札 保 証 金	公社が指定する期間内に入札保証金を入金していただきます。 ◎金 額：入札額の2%以上 ◎期 間：令和8年9月3日（木）～令和8年9月4日（金） ◎振込先：公社が指定する口座 (詳細は P. 7 を参照して下さい。)
-----------	---



<次頁へ>

入 札 受 付	◎日 時：郵送による。(送り主の元に配達記録が残るもの) 令和8年9月7日(月)(北浜郵便局配達日指定) ◎あ て 先：北浜郵便局留 (詳細はP. 6～P. 7を参照して下さい。)
---------	--



開 札 及 び 落札者の決定	◎開 札 日 時：令和8年9月8日(火)午前10時30分 (受付は午前10時00分より行います。) ◎開 札 会 場：大阪府住宅供給公社 (大阪市中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル2階 会議室) ※入札結果は当公社ホームページにて公表します。 (詳細はP. 7～8を参照して下さい。)
-------------------	---



契約の締結等	公社と落札者とで土地売買契約書を締結します。 ◎期 限：令和8年10月8日(木)まで (詳細は、P. 9を参照して下さい。)
売 買 代 金 の 支 払 い	土地売買契約書の契約日までに、売買代金から入札保証金を差し引いた額を一括して支払っていただきます。 ◎期 限：令和8年10月8日(木)まで (詳細は、P. 9を参照して下さい。)
所 有 権 の 移 転 登 記 及 び 引 渡 し	売買代金の支払い確認後に、所有権の移転登記及び引渡しを行います。 登記の手続きは当公社が行いますが、諸費用(登録免許税等)は落札者の負担とします。(詳細は、P. 9を参照して下さい。)

1. 売払物件

番号	所在地		面積	以前の利用形態	用途地域	最低売払価格
①	土地	松原市一津屋五丁目 362 番 42	45.21 m ²	農業用水路用地	第二種住居地域	730,000 円

2. 譲渡条件（特記事項）

- (1) 土地の引渡しは現状有姿（あるがままのすがた）で行いますので、既存の建築物や構造物の除却費用、並びに新規に建設するために必要な調査等（地盤改良等を含む）の費用は、落札者の負担となります。
- (2) 売払物件番号①は、当公社が水田利用者に貸付けていた用地です。敷地内には管路が埋設されたままの状態です。
- (3) 土地利用は宅地（住宅）とします。
- (4) 譲渡条件の詳細については、物件調書等でご確認下さい。
- (5) 本物件は、買戻し特約登記付き売買とします。買戻し期間は、引渡日から5年間とします。
ただし、落札者の申し出により別途締結する契約に定める場合において、買戻し特約の抹消申請は可能です。
- (6) その他注意事項
 - ① 売払い物件の土地利用に関する隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者で実施して下さい。
 - ② 越境物についての隣接土地所有者との協議等は、すべて落札者で実施して下さい。
 - ③ 土地利用にあたっては、地球環境への配慮から環境負荷の低減や自然環境との共生に努めて下さい。
 - ④ 隣接する住宅地環境への配慮の観点から、景観をはじめ良好な環境の向上に努めて下さい。
 - ⑤ 工事の際は、隣接住宅に工事による粉塵、騒音などで日常生活に迷惑のかからないよう対策を施し、工事時間帯も配慮して下さい。

3. 売払いの方法

一般競争入札とします。

※一般競争入札とは、契約に関する公告をし、定められた資格を有する者が入札の方法によって競争し、公社が定める最低売払価格以上で、最高価格を提示した者との間に契約を締結する契約方法です。

4. 入札参加資格

- (1) 入札には個人、法人を問わず、参加していただけます。
- (2) 2人以上の共有名義で参加することもできます。

※共有名義で参加する場合の留意点

- ① 所有権を登記する際に共有とする場合、必ず共有名義で申し込んで下さい。

② 入札手続きは代表者を決め、代表者が共有名義による申請を行って下さい。

(申込みの資格のない者)

① 次のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律[平成 11 年法律第 149 号]附則第 3 条第 3 項の規定により、
なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法[明治 29 年法律 89 号]第 11
条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助
人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得てい
ない者

カ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者

キ 大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第 2 条第 (4)、(5) 号に該当する
者

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5
条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者

② 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者

(その者を入札代理人とする場合も同様とする。)

ア 大阪府住宅供給公社との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、
又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 大阪府住宅供給公社が実施した競争入札において、その公正な執行を妨げた者、又は
公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために談合した者

ウ 落札者が大阪府住宅供給公社と契約を締結すること、又は大阪府住宅供給公社との契
約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由なく大阪府住宅供給公社との契約を履行しなかった者

オ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の
履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

5. 失格要件

次のいずれかに該当するものは失格とします。

(1) この「実施要領」に定められた資格等に違反又は不正な行為を行った場合

(2) 提出した書類等に虚偽の記載等があった場合

(3) 入札金額が、公社が定める最低売払い価格を下回った場合

(4) 指定する期間内に入札保証金を支払わなかった場合

(5) 開札時に宅地建物取引業法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務停止命令やその他
の必要な免許で同様の行政処分を受けている場合

(6) 開札時に建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による
営業停止の処分を受けている場合

6. 禁止事項

応募者は公社の職員から直接的又は間接的に協力を受けてはなりません。

7. 現地見学

(1) 現地見学希望者は、公社指定の申込書にて、以下のとおりお申し込み下さい。

※参加人数は最大3名までとします。

① 申込方法 現地見学申込書（**様式－1**）に必要事項を記入の上、メールでお申し込み下さい。

※**様式－1**は当公社ホームページよりダウンロードできます。

② 申込受付期間 令和8年8月20日(木)午前10時～令和8年8月24日(月)午後5時まで

③ メール送信先 メールアドレス katsuyou@osaka-kousha.or.jp

大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ

④ メール受付の手順

1) 現地見学をご希望の方は、現地見学申込書を添付のうえ、上記のアドレスにメールをお送り下さい。

2) 申込締切後、公社から日時、集合場所を記載した資料を添付し、返信いたします。

⑤ 現地見学日

令和8年8月26日(水)～令和8年8月27日(木)のうち、下記①～②のいずれかの時間とします。応募者多数の場合は、候補日時以外でのご案内となる可能性があります。

① 午前10時30分～午前11時00分

② 午前11時30分～午後0時00分

⑥ 現地見学日程

公社から返信するメールに、現地見学の日時、集合場所を記載した資料を添付しますので、ご確認ください。

※なお、日時はお選びいただけませんので、ご了承下さい。

※令和8年8月25日(火)午後5時までに公社より連絡がない場合は、管理企画課 活用第一グループまで電話にてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

電話番号 06(6203)6008

午前9時～午後5時(土・日・祝日及び平日の正午から午後1時の間を除く。)

※現在、本物件内は立入禁止ですが、現地見学日に限り、ご覧いただけます。

(2) 現地にお越しの際は、地域住民の迷惑にならないようご配慮をお願いします。

(3) 車でお越しの場合、現地には駐車場がありませんので、周辺の民間駐車場に駐車して、現地へお越し下さい。

8. 質疑の受付及び回答等

本物件の売払いに関する質問は、公社指定の質疑書（**様式－2**）に要旨を簡潔にまとめ、以下のとおり提出して下さい。（※**様式－2**は当公社ホームページよりダウンロードできます。）

① 提出方法 郵送による。

② 受付締切日 令和8年8月31日(月)必着

③ 提出先 〒541-0042

大阪市中央区今橋2丁目3番21号

④ 回 答 日 令和8年9月2日(水)

当公社ホームページへの掲載をもって回答とします。

※電話等の質疑書以外による問い合わせには応じられません。

※質疑回答書は、その内容を「本実施要領の一部(追加及び修正)」として取り扱います。

9. 入札方法等

(1) 入札方法

① 郵送による入札とします。(※持参等、郵送以外のものは受付けません。)

② 送り主の元に配達記録が残るものとして「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法で、「配達日指定」で郵送して下さい。

封筒は各自で用意し、表に「入札関係書類在中」と明記して下さい。

(必要に応じてP.33の宛先見本をご利用下さい。)

③ 宛先：〒541-0042

北浜郵便局留 大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ 宛

④ 入札書等配達指定日（北浜郵便局への配達日指定）：令和8年9月7日（月）

※配達指定日以外に配達されたものは無効になりますのでご注意下さい。

※提出済の入札書等の書類は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更、又は取り消しをすることができません。

(2) 入札必要書類等

① 入札書 **様式－3**

② 入札参加申込書 **様式－4**

③ 誓約書（2種類） **様式－5、様式－6**

④ 役員名簿 **様式－7（法人の場合のみ）**

⑤ 住民票（法人の場合は商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）

⑥ 印鑑証明書

※①～⑥の書類等をすべて同封して郵送して下さい。

※③は、本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書の2種類があります。2種類とも提出して下さい。

※⑤、⑥については、開札日を基準に3ヶ月以内のものに限りします。

※共有名義で参加する場合、④～⑥は、共有者全員分を提出して下さい。

※提出書類は、一切返却しません。

※入札書、入札参加申込書、誓約書に記載の不備があるもの、又は、不明瞭なものは無効となりますので、ご注意下さい。

※様式－3から様式－7は当公社ホームページよりダウンロードできます。

■入札書記載の注意事項

① 入札書には、入札者の住所・氏名を記入の上、必ず実印（印鑑証明書と同じ印鑑）を押印して下さい。

② 入札書への金額の記入には、算用数字（0、1、2、3、・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の総額を記入して下さい。

③ 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限りします。

④ 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札金額が入札保証金の 50 倍を超える入札

イ 入札者の記名押印がない入札

ウ 入札金額、入札者の氏名その他の主要部分が識別し難い入札

1 0. 入札保証金の入金

(1) 入札参加者は、指定の期間内に入札保証金を納付していただきます。(納付しない場合は失格となります。)

入札保証金として、入札金額の 100 分の 2 以上の額を納付して下さい。

(2) 入札保証金は、公社指定の口座にご入金下さい。

下記いずれかの口座へお振込み下さい。

(振込先) 大阪府住宅供給公社

(振込銀行) 三菱UFJ銀行 大阪公務部 普通預金 1 1 8 3

(振込銀行) 三井住友銀行 大阪公務部 普通預金 8 6

(3) 入札保証金の支払期間は令和 8 年 9 月 3 日(木)～令和 8 年 9 月 4 日(金)の期間とします。
公社指定の口座に入金後、下記のメールアドレスまでご連絡下さい。

メールアドレス katsuyou@osaka-kousha.or.jp

(3) 入札保証金納付書(様式－8)に、**納付した振込証明書等の写しを添付して、入札当日、開札会場に持参し、提出して下さい。**

(4) 落札者が納付した入札保証金は、売買代金に充当します。ただし、入札保証金には利息を付しません。

(5) 落札者が正当な理由なく期日までに土地売買契約書を締結しないとき(落札後、入札に参加する者に必要な資格を有さないものであることが判明し失格したときを含む。)は、入札保証金は返還いたしません。

1 1. 入札保証金の返還

(1) 落札者以外の方には、入札保証金を返還いたします。開札終了後、公社から配布する保証金返還口座(様式－9)に口座情報を記入していただきます。

(2) 公社から、指定の口座へ保証金を返還いたします。お振込には、数日のお時間をいただきます。

(3) 公社からの振込が完了しましたら、入札保証金振込時に振込完了の連絡をいただきました入札参加者のメールアドレスに、振込完了のご案内メールをお送りいたします。

公社からの連絡メールアドレス katsuyou@osaka-kousha.or.jp

(4) 開札日当日に保証金返還の口座情報をご記入いただけない場合は、保証金返還口座(様式－9)とレターパックを配布しますので、後日「大阪府住宅供給公社 管理企画課 活用第一グループ宛」にお送り下さい。

1 2. 開札

(1) 開札日時および開札場所

① 日 時：令和 8 年 9 月 8 日(火) 午前 10 時 30 分

(受付は午前 10 時 00 分より行います。)

② 場 所：大阪府住宅供給公社

(大阪府中央区今橋2丁目3番21号 藤浪ビル 2階 会議室)

- (2) 入札参加者は、開札に立ち会っていただきますので上記の日時、場所にお越し下さい。
- (3) 開札の結果、公社が定める最低売払価格以上で、最高の入札金額をもって入札した方を落札予定者として決定します。
- (4) 落札予定者となる同価格の入札者が二以上であるときは、直ちに「くじ」によって落札予定者を決定します。
- (5) 公正な入札を行うため、落札予定者の決定時まで、入札参加者名、参加者数などのお問い合わせには一切お答えできません。

■注意事項

- ① 公社の駐車場はありません。公共交通機関又は民間の駐車場をご利用下さい。
- ② 開札当日の受付は、開始時刻の30分前から行います。
- ③ 開札会場へは、開札開始時刻までに受付で手続きを行い、入札保証金を納付した方以外は入場及び参加することができません。
なお、開札会場への入場は、代表者又は代理人を含む合計2名までとします。
- ④ 共有名義で参加する場合、共有代表者又は代理人を含む合計2名までとします。
- ⑤ 代理人は、入札参加者からの委任状を持参した場合のみ、開札に参加できます。

■開札当日に持参していただくもの

- ① 入札保証金納付書（様式－8）
入札保証金を支払ったことがわかるもの（振込証明書等の写し）を入札保証金納付書（様式－8）に添付して下さい。
- ② 印鑑〔実印（入札書使用印鑑）〕。
※代理人の方が開札に参加する場合は、委任状の代理人使用印と同じ印鑑を持参して下さい。
- ③ 委任状（様式－10）
※代理人が開札に参加する場合は、入札参加者からの委任状が必要です。
※法人として入札に申し込み、ご担当者様が開札に参加される場合も、法人の代表者からの委任状が必要です。
- ④ 本書（「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社松原市保有地売払実施要領）
※様式－8、様式－10は当公社ホームページよりダウンロードできます。

1 3. 落札者の決定

- (1) 開札の結果、公社が定める最低売払価格以上で、最高の入札金額をもって入札した落札予定者で、書類等の審査に合格された方を、落札者として決定します。なお、書類等に不備がある場合は、次点の入札参加者が落札予定者になります。
ただし、落札予定者に該当するものが二以上あるときは、別途行う「くじ」により、落札予定者を決定します。
- (2) 入札の公平性、透明性確保のため、入札内容（本物件の所在地・面積・地目・用途地域、落札者の氏名・落札価格）を、当公社ホームページ等で公表いたしますので、ご了承の上、入札にご参加下さい。
- (3) 共有名義で参加された方が落札者となった場合、落札した土地の持分割合及び契約金額の負担割合について、公社の指定する様式をご提出いただきます。

1 4. 契約の締結

- (1) 公社と落札者との間で、土地売買契約書を締結いたします。
令和8年10月8日(木)までに大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課 活用第一グループにおいて行います。
※売買契約は、落札者名義で締結いたします。また、共有名義で参加された場合は、必ず共有者全員の名義で契約を締結していただきます。
- (2) 売払い物件に賦課される公租公課については、引渡し日までのものは公社が、その後のものは売買代金とは別に落札者が負担するものとし、その負担額については、引渡し日に属する年度の4月1日を起算として日割り計算により算出するものとします。
- (3) 落札者は、売払い物件の所有権移転登記前に、その物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。
- (4) 落札者が落札物件の不動産売買契約書を締結しなかった場合、その落札者は、当住宅供給公社が実施する次回の公社用地売払い入札に参加することは出来ませんので、ご注意下さい。

1 5. 残金の支払方法

- (1) 公社との不動産売買契約書締結と併せて、売買代金から入札保証金を除いた額を一括してお支払い下さい。
- (2) 公社が発行する振込通知書により、お支払い下さい。

1 6. 所有権移転及び引渡し

- (1) 売払い物件の売買代金の支払いを確認後、所有権の移転登記及び引渡しを行います。
- (2) 移転登記の手続きは、公社指定の司法書士で進めますが、諸費用（登録免許税等）は落札者の負担となります。

1 7. その他の注意事項

- (1) 物件には門扉を存置しております。物件の引渡しは現状のままで行いますので、事前に現地をご確認下さい。
譲渡後、門扉に係る維持管理は、落札者の責任と負担で行い、不要となった場合は、落札者の責任と負担で適切に処分して下さい（「契約不適合責任」の対象外とします）。
- (2) 売払い物件は、公序良俗に反することの無いよう計画し、使用して下さい。また、建物建築や開発行為にあたっては、建築基準法及び地方公共団体の条例等により、指導がなされる場合や開発負担金等が必要となる場合がありますので、ご留意下さい。
- (3) 民法第562条から第565条までの定めにかかわらず、本件土地建物の種類、品質（地中障害、土壤汚染等を含む）、数量（末尾記載の地積等の記載を含む）その他が本契約の内容に適合しない場合でも、公社はその一切の責任を負いません。
ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、契約書第6条に定める引渡しの日から2年間は、この限りではありません。
- (4) 売払い物件に買戻し特約が設定されている期間内において、その物件にかかる所有権等の権利義務を第三者に設定、移転等を行おうとする場合は、公社の承諾を得なければなりま

せん。

- (5) 落札者が不動産売買契約書等に定める義務を履行しないときや契約に反する行為を行ったときは、契約を解除するとともに、公社に違約金として売買代金の 10%を支払っていただきます。また、公社が落札物件を買い戻す場合があります。
- (6) 落札者が、不動産売買契約書等に定める義務を履行しないために公社へ損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

入 札 心 得

(入札参加者)

第1条 入札参加者は、「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社松原市一津屋用地売払実施要領（以下「実施要領」という。）を熟読のうえ、入札して下さい。

なお、契約に関する事項は、土地売買契約書（案）（以下、「契約書」という。）を優先します。

(入札保証金)

第2条 入札参加者は、入札保証金を指定の期間内に納付して下さい。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額を意図的に開示してはなりません。

(入札書の郵送方法等)

第4条 入札書は次の各号に掲げるところにより郵送して下さい。

- (1) 入札書配達指定日（北浜郵便局に入札書等書類が届く日）に必ず入札書が到着するように郵送して下さい。なお、入札書等書類到着日を過ぎた入札は無効となります。
- (2) 郵送方法は、郵便局窓口で「一般書留郵便」・「簡易書留郵便」・「特定記録郵便」のいずれかの手続きとし、開札が終わるまで差出控えを保管して下さい。
- (3) 郵送した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更、又は取り消しを行うことはできません。

(入札の無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格が無い者がした入札
- (2) 入札参加者以外の者がした入札
- (3) 「一般書留郵便」・「簡易書留郵便」・「特定記録郵便」以外の方法で入札書を提出した場合（北浜郵便局で手続きをする場合を除く）

- (4) 入札書を封筒に2枚以上入れた入札
- (5) 封筒の入札参加者名と同封された入札書の入札参加者名が異なる場合
- (6) 入札書の金額を訂正した入札又は入札書の内容記載事項が明らかでない入札
(入札書の内容訂正は訂正印を押印しても認められません。)
- (7) あきらかに不正行為があったと認められる入札
- (8) 実施要領に記載する最低売払い価格に満たない金額を記載した入札
- (9) その他実施要領又は本心得書の条項に違反する者のした入札
- (10) 入札保証金を納付しなかった場合

(入札書の開札)

第6条 当公社職員である事務局と、入札参加者又は入札参加申込に関する委任を受けた者（以下、「開札立会人」という。）にて開札を行います。

2 開札立会人には、開札終了後、入札結果表へ捺印をお願いします。

(落札者の決定)

第7条 入札参加者のうち、公社が定める最低売払い価格以上で、最高の価格をもって入札した方で、書類等の審査に合格された方を落札者とします。なお、書類等に不備がある場合、次点の入札参加者が落札予定者に決定されます。

(同価格の入札参加者が二以上ある場合の落札予定者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が二以上あるときは、開札立会人による「くじ」によって落札予定者を決定します。

(異議の申し立て)

第9条 入札参加者は入札書送付後この心得、実施要領等についての不明を理由に異議を申し立てることはできません。

以上

物件調書（番号①）

所 在 地 (地番)		松原市一津屋五丁目 362 番 42			
交通機関		近鉄松原線「恵我ノ荘」駅下車 「恵我ノ荘」駅から本物件まで約 1 k m			
1. 土地の概要					
地 積		(登記簿)	45.21 m ²	(実 測)	45.21 m ²
地 目		(登記簿)	宅地	(現 況)	更地
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第二種住居専用地域		
		建蔽率	60%		
		容積率	200%		
		高度地区	第 3 種高度地区		
		防火地域	—————		
	その他の法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） 土壌汚染対策法 大阪府生活環境の保全に関する条例・大阪府福祉のまちづくり条例 大阪府安全なまちづくり条例・大阪府自然環境保全条例 松原市開発指導要綱 その他			
接道の状況		(物件南側) 市道一津屋線 54 線 幅員約 4.71mに接道		私道負担	無
供給処理 施設の状況		区 分	配管等の状況	照 会 先	
		電 気	地上電線	関西電力送配電(株) TEL 0800-777-3081	
		上水道	南側道路 φ 150 mm	松原市 上下水道部上下水道管理課 TEL 072-334-1550	
		下水道	汚水 南側 φ 150 mm 雨水 南側 φ 200 mm	松原市 上下水道部上下水道管理課 TEL 072-334-1550	
		ガ ス	南側道路 φ 50mm	大阪ガス(株) ガスナビ	

特記事項

1. 現状有姿での取引となります。
2. 公簿面積での取引となりますので、実測面積との相違等その他理由の如何を問わず土地売買代金は変動しません。
3. 本物件は、宅地開発をするうえで、開発地北側の隣接地所有者による稲作が継続できるように、引水及び通行ができるように水路敷を設け、道路内に専用の引水管も整備しました。平成 28 年、水田の廃止に伴い、埋設管にはモルタルを注入しておりますが、現在も地中に残存しております。
 - ① 土壌調査は行っておりません。
 - ② 現状の処理内容について、別紙にて、ご確認下さい。
 - ③ 土壌汚染調査も実施しておりません。
4. 隣接地（松原市一津屋五丁目 362-52）との土地境界について、境界立会は完了していますが、筆界確認書の締結ができておりません。
5. 開発行為及び建築行為等の際は、松原市と協議を行って下さい。
6. 本物件は、用地全体が文化財埋蔵地に該当しません。
7. 接続道路内に供給処理施設（ガス・水道・雨水・汚水）が埋設されております。接続等利用については、落札者において各施設の管理者と協議を行って下さい。
8. 開発負担金等の既得権については、松原市と協議を行って下さい。
9. 本物件は住宅街に存しているため、周辺道路には交通規制等があります。本物件の建物撤去及び新築工事等に当たっては周辺の居住環境に十分配慮し、住民、地元関係者等に施工計画を説明のうえ、安全確保に努めて下さい。
10. 本調書は、入札参加者が売買物件の概要を把握するための参考資料です。自らの責任において現地及び法規制について調査、確認して下さい。

土 地 売 買 契 約 書 (案)

売主大阪府住宅供給公社（以下「甲」という。）と買主〇〇〇 （以下「乙」という。）は、令和8年度大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）に基づき、次のとおり土地売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載の土地とする。（以下「本物件」という。）

2 既存の構造物除去費用及び新規に建築物を建設するために必要な調査等（文化財調査、地盤改良を含む。）の費用は、乙の負担とする。

（土地の利用）

第3条 乙は、実施要領及び物件調書に記載された土地利用を図るものとする。

（売買代金）

第4条 本物件の売買代金は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

2 本物件は、公簿面積で取引するものであり、実測面積との相違等その他理由の如何を問わず売買代金は変動しないものとする。

（売買代金の支払時期及び支払方法）

第5条 乙は、前条の売買代金から入札保証金〇〇〇〇〇〇〇円を差し引いた金〇〇〇〇〇〇〇〇円を、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に支払うものとする。入札保証金は売買代金に充当する。

2 前項に定める売買代金の支払いについては、甲が発行する振込通知書により支払わなければならない。

3 乙が第1項に定める代金を支払わないときは、乙は、甲に、延滞した代金に対して年 14.6%の割合で延滞損害金を支払わなければならない。この場合において 10 円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。

（所有権の移転及び引渡し）

第6条 本物件の所有権は、乙が前条第1項の売買代金の支払を完了したときに、乙に移転する。

2 甲は、前項の所有権が移転したときをもって、本物件を敷地内の地中埋設物を含め、現状有姿で乙に引渡しを行ったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 甲は、前条により本物件の所有権が移転した後、速やかにその所有権移転登記を行うものとし、乙はこれに必要な書類等をあらかじめ甲に提出する。

2 前項の所有権移転登記に要する登録免許税及び甲が指定する司法書士に対する報酬等の登記に要する諸費用（第 17 条第 2 項の買戻特約登記を含む。）は、乙の負担とする。

（契約不適合責任等）

第 8 条 甲は、民法第 562 条から第 565 条までの定めにかかわらず、本件土地建物の種類、品質（地中障害、土壌汚染等を含む）、数量（末尾記載の地積等の記載を含む）その他が本契約の内容に適合しない場合でも、その一切の責任を負わない。ただし、乙が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者である場合にあっては、第 6 条に定める引渡しの日から 2 年間は、この限りではない。

（法令等の遵守）

第 9 条 乙は、本物件上に計画する建築物の建築及び施設の設置にあたっては、都市計画法及び建築基準法をはじめ各種関係法令並びに要領を遵守しなければならない。

（公害等の防止）

第 10 条 乙は、電波障害、騒音、風害、日照阻害の公害等の防止については、自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

（地元協議等）

- 第 11 条 乙は、本物件引渡し以後において、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとし、紛争が生じた場合は、乙の責任において解決するものとする。
- 2 乙は、本物件引渡し以後において、近隣住民その他第三者に配慮し、雑草等処理及び維持・管理を適切に行うものとし、その場合に生じた費用は、乙が支払うものとする。
- 3 乙は、建築物の建築にあたって、関係機関及び近隣住民等地元関係者との協議調整等を自らの責任で行わなければならない。

（危険負担）

第 12 条 本物件が第 6 条の引渡し前に、天災地変、その他不可抗力により滅失毀損しても、乙は甲に対し損害賠償の請求は行わない。また、引渡し期限が延期されることについて、乙は異議を申し立てない。

（公租公課の負担）

- 第 13 条 本物件に賦課される固定資産税、都市計画税（以下「公租公課」という。）については、本物件の引渡し日の翌日以降は乙が負担するものとし、甲の請求に基づき甲に支払うものとする。
- 2 甲が第 17 条の規定により本物件を買い戻したときに賦課されている公租公課については、乙が甲へ本物件の所有権移転登記を完了し、かつ本物件を原状に復して明け渡した日までの分は、乙が負担するものとする。
- 3 公租公課の負担額についての計算の起算日は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間として計算するものとする。

（禁止事項）

第 14 条 乙は、本物件を第 3 条に規定する用途以外に使用してはならない。

(承諾事項)

第 15 条 乙は、買戻特約登記が設定されている期間内に、土地に関する所有権、地上権、質権、抵当権、使用貸借による権利または賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利の設定、又は移転をしようとするときは、甲の書面による承諾を受けるものとする。

ただし、公共施設として管理者へ移管を行う場合を除くものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は乙が本契約上の各条項に違反したときは催告の上、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号にいずれかに該当するときは、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 要領で定める参加資格を偽る等不正な行為により本契約を締結したとき

(2) 提出した書類等に虚偽の記載があったとき

(3) 当該不動産を暴力団事務所の用に供したとき

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき

①役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法の役員又はその支店若しくは営業所を代表するものをいう。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であることが認められるとき

②暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき

③役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき

④役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

⑤役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(5) 大阪府条例第百二十三号（大阪府薬物の濫用の防止に関する条例）第二条第一号から第六号までに掲げる薬物又は知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持（法令及び条例の規定に違反しない行為を除く。）をする場所に使用することを目的とし本契約を締結したと認められるとき。

(買戻し)

第 17 条 甲は、この契約締結の日から 5 年を経過する日までの期間内において、乙が次の各号の一に該当する場合は、乙が支払った売買代金を乙に返還して本物件を買い戻すことができる。

(1) 第 14 条の規定に違反したとき。

(2) 第 15 条の規定に違反したとき。

(3) 第 16 条の規定により解除したとき。

2 前項の買戻特約についての登記は、第 7 条の所有権移転登記と同時に甲が行う。

なお、その諸費用については、買戻し期間満了後の抹消登記を含め乙の負担とする。

3 本物件の引渡し日以降、乙が本条第 1 項の各号のいずれにも違反せず、第 9 条により法令等を遵守して建築物を建築し、建築基準法に基づく検査済書の見込の場合、買戻特約期間満了前であっても、甲は乙の請求により買戻特約登記の抹消に応じるものとする。

また、建築基準法第 6 条の確認申請する書類を整えた場合、甲は乙の請求により買戻特約登記の抹消に応じるものとする。

なお、その諸費用については乙の負担とする。

(違約金)

第 18 条 乙は、甲が第 16 条の規定によりこの契約を解除したとき、又は第 17 条の規定により本物件を買戻したときは、売買代金の 10%相当額を違約金として甲に支払う。

(原状の回復及び返還)

第 19 条 甲が、第 16 条の規定によりこの契約を解除したとき、又は第 17 条の規定により買戻しの効力が生じたときは、乙は自己の責任と負担において、甲の指定する期日までに、本物件について、甲の完全な所有権の行使を妨げる如何なる権利又は事物も除去して、本物件を原状に復して返還しなければならない。

2 乙は、前項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本物件の所有権移転登記の承諾書を、甲に提出しなければならない。

なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

3 第 1 項の規定により、乙が本物件を原状に復して返還しない場合には、甲が乙に代わって原状に復し、その費用は乙が負担する。

(土地使用料相当額の支払い)

第 20 条 甲が、第 16 条の規定によりこの契約を解除したとき、又は第 17 条の規定により買戻しの効力が生じたときは、乙は、第 18 条及び第 19 条に定める義務を完全に履行し、甲が乙に本物件を引渡した日の翌日から、本物件を甲に返還した日までの間の土地使用料相当額を、甲に支払わなければならない。

2 前項の土地使用料相当額は、本物件の売買代金に年率 7.4%を乗じて算出するものとする。

この場合において、10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(費用等の請求権の放棄)

第 21 条 甲が、第 16 条の規定によりこの契約を解除したとき、又は第 17 条の規定により買戻しの効力が生じたときは、乙が本契約締結のために支出した契約諸費用、及び本物件に投じた必要費、有益費等の費用は一切これを甲に請求できない。

(契約書の作成費用)

第 22 条 この契約書の作成費用は、甲と乙がそれぞれ負担するものとする。

(疑義の決定)

第 23 条 この契約に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約に関し、甲と乙間に紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 25 条 甲は、本物件の埋設物及び土壌汚染の調査・確認を行っていない為、敷地内の地中埋設物及び本物件の土地上にある工作物を含め、現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府中央区今橋二丁目3番21号
大阪府住宅供給公社
理事長 ●● ●●

乙

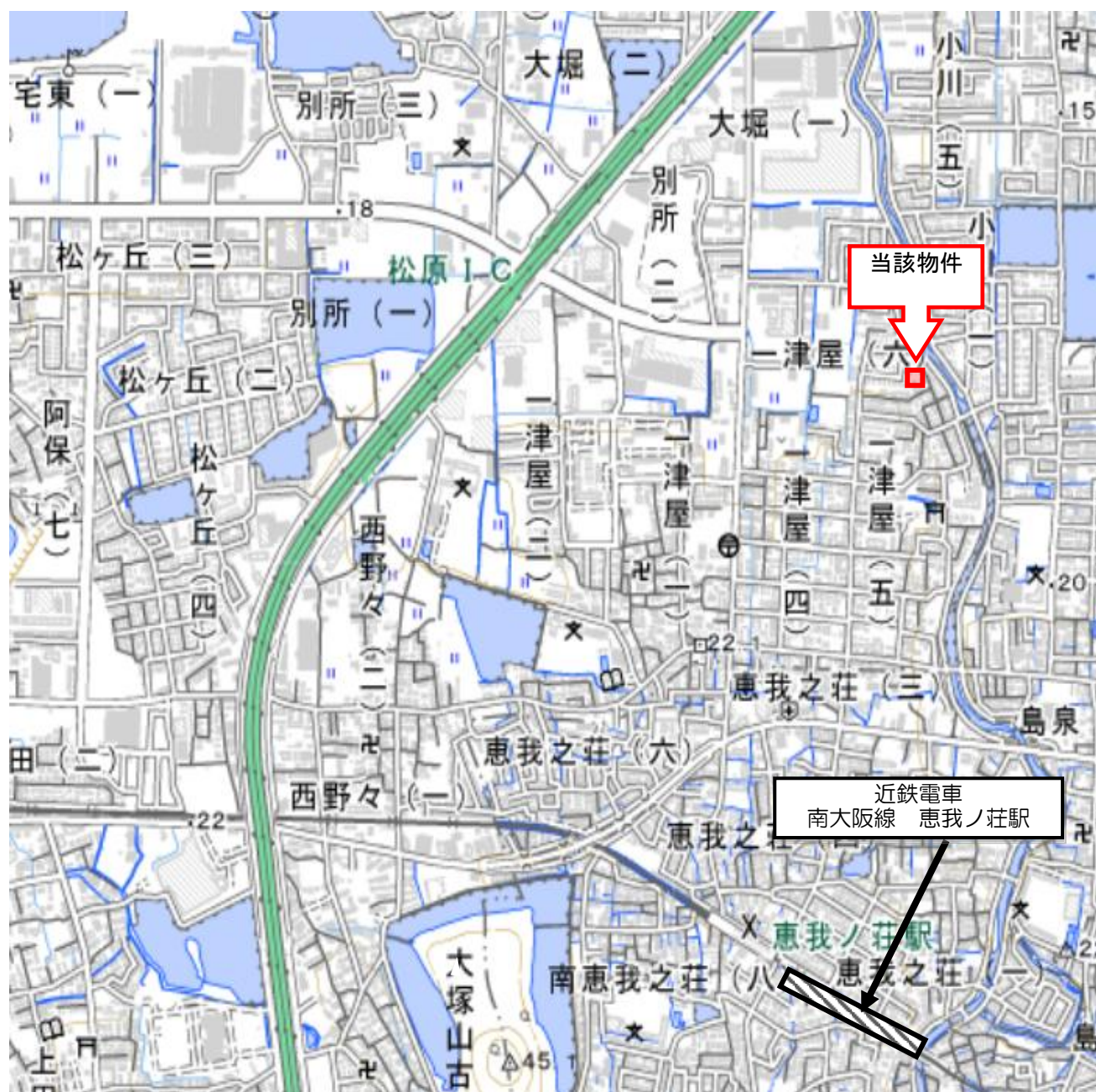
物 件 の 表 示

土地

所在地	地番	地目	公簿面積（㎡）
松原市一津屋五丁目	362 番 42	宅地	45.21 ㎡

位置図（広域地図～拡大図）

広域地図



（出典：国土地理発行 2.5 万分 1 地形図）

(参考)

大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)(抜粋)

第十一条 知事は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- 二 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該入札参加資格者を公共工事等に係る入札に参加させないこと。
- 三 入札参加資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、必要に応じ、その旨を公表すること。
- 四 公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者であつて、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- 五 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を随意契約の相手方としないこと。
- 六 公共工事等について元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合にあっては、当該公共工事等に係る契約を解除すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、公共工事等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 知事は、前項各号（第三号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 知事は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱(抜粋)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（同号ウにおいて「利益の供与」という。）をした者
 - ウ 同号イに定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- オ 事業者で、次に掲げる者（ア）に掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は同号ア、イ、ウ、エのいずれかに該当する者のあるもの
 - (ア) 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (イ) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - (ウ) 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - (エ) 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- カ 同号ア、イ、ウ、エ、オのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公社工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業

様式－1

現地見学申込書

申込日：令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社
管理企画課 活用第一グループ 御中

下記の通り「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売却物件の
現地見学を申し込みます。

参加希望者名 (又は社名)	
	〔担当部署〕
	〔担当者名〕
住 所	〒
電 話 番 号	(内線)
メールアドレス	
参 加 人 数	名 (最大3名までとします)

メール送信先

katsuyou@osaka-kousha.or.jp

※お間違いのないようご注意ください。

様式－２

質 疑 書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

(〒 ー)

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払に関して
下記の通り、質疑します。

番 号	質 疑 内 容

様式－3

入 札 書

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

共有名義者の場合の共有者

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払実施要領等の内容を承知の上、下記の金額をもって入札します。

売払い物件)

物 件 名	所 在 地	面 積
物件番号①	松原市一津屋五丁目 362 番 42	45.21 m ²
	計	45.21 m ²

記

入 札 金 額	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- (注) 1. 使用する印鑑は印鑑証明書に登録された実印（印鑑）とする。
2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

様式－４

入札参加申込書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者
(〒 ー)

住 所
氏 名

〔法人においては
名称及び代表者名〕

実印

共有名義者の場合の共有者
(〒 ー)

住 所
氏 名

〔法人においては
名称及び代表者名〕

実印

「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売却実施要領等を承諾の上、入札参加申込をします。

なお、落札金額及び落札者名を公表することに同意します。

記

1. 物件の表示 :

物 件 名	所 在 地	地 目	地 積(m ²)
物件番号①	松原市一津屋五丁目 362 番 42	宅地	45.21 m ²
	合 計		45.21 m ²

2. 入札保証金 : 入札金額の 100 分の 2 以上の金額 (指定の期間内に納付)

3. 入札必要書類等 :

- ①入札書
- ②入札参加申込書
- ③誓約書 (2 種類: 本物件入札に関する誓約書及び大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書)
- ④役員名簿 (法人の場合のみ提出)
- ⑤住民票 (法人の場合は商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書) (開札日を基準に 3 ヶ月以内に発行したもの)
- ⑥印鑑証明書 (開札日を基準に 3 ヶ月以内に発行したもの)

誓 約 書

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社 理事長 様

入札参加申込者

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

共有者

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

共有者

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

私は、「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払に参加するにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払実施要領（以下、「要領」とする。）に係る入札資格のない者に該当いたしません。
- 2 入札に際し、要領、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で参加いたしますので、後日これらのことについて大阪府住宅供給公社に対して一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 3 落札金額及び落札者名を公表することに同意いたします。

様式－6

誓 約 書

私は、大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）が大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、公社の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、売払い等の契約に際して、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第（4）、（5）号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、大阪府住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱第2条第（4）、（5）号に掲げる者の該当の有無を確認するため、公社から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が公社から大阪府及び大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると公社及び大阪府が大阪府警察本部から通報を受け、又は公社及び大阪府の調査により判明した場合は、大阪府が大阪府暴力団排除条例等に基づき、大阪府ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 五 私は、売払い等の契約に際して、暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

大阪府住宅供給公社 理事長 様

令和 年 月 日

入札者・申込者等

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日



共有予定者

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日



共有予定者

- ・ 所在地又は住所
- ・ 事業所名
- ・ 代表者
- ・ 代表者の生年月日



役員名簿

令和 年 月 日

住 所

法人の名称



役 職 名	ふりがな	生年月日	現 住 所
	氏 名		

様式－8

入 札 保 証 金 納 付 書

令和 年 月 日

入札参加申込者：
 〔 法人においては 〕 住所
 〔 名称及び代表者名 〕 氏名



共有名義者の場合の共有者：
 〔 法人においては 〕 住所
 〔 名称及び代表者名 〕 氏名



代理人
 住所
 氏名



私は、「一般競争入札」による大阪府住宅供給公 松原市一津屋用地売払の入札保証金を、下記口座へ下記のとおり納付しました。控えを添付した上で、提出します。

(振込先) 大阪府住宅供給公社

(口座番号) 三菱UFJ銀行 大阪公務部 普通預金 1 1 8 3

(口座番号) 三井住友銀行 大阪公務部 普通預金 8 6

記

保 証 金 額	¥ _____	
	(支払控え添付欄)	
公 社 使 用 欄	保証金確認欄 大阪府住宅供給公社 住宅経営部 管理企画課	印
	保証金領収欄 大阪府住宅供給公社 総務企画部 財務課出納員	印

- (注) 1 開札当日の受付までに必ず必要事項を記入、記名し、押印して下さい。
 2 代理人が開札参加する場合は、入札参加申込者住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印して下さい。

【記入例】

入 札 保 証 金 納 付 書

令和 年 月 日

入札参加申込者：

〔 法人においては 〕 住所
〔 名称及び代表者名 〕 氏名

実印

共有名義者の場合の共有者：

〔 法人においては 〕 住所
〔 名称及び代表者名 〕 氏名

実印

代理人

住所

氏名

入金した方にチェックして下さい。

使用印

私は、「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社松原市一津屋用地売払の入札保証金を、下記口座へ下記のとおり納付しました。控えを添付した上で、提出します。

(振込先) 大阪府住宅供給公社



(口座番号) 三菱UFJ銀行

大阪公務部 普通預金

1 1 8 3



(口座番号) 三井住友銀行

大阪公務部 普通預金

8 6

記

¥

保 証 金 額

(支払控え添付欄)

振込納付書の写しを添付して下さい。

写しが枠内に収まらない場合は、本紙（入札保証金納付書）の裏面にお貼り下さい。

欄

印

印

(注) 1 開札当日の受付までに必ず必要事項を記入、記名し、押印して下さい。

2 代理人が開札参加する場合は、入札参加申込者住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印して下さい。

保証金返還口座

令和 年 月 日

大阪府住宅供給公社理事長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

電話番号 ()

FAX 番号 ()

下記のとおり振込方お願いいたします。

記

振 込 先	銀行 信用金庫 支店 (銀行コード：) (支店コード：)	
預 金 種 別	1. 普通 2. 当座 3. その他	口 座 番 号
フリガナ		
口 座 名 義		
尚、上記振込金については、領収書の発行はいたしません。 下記、メールアドレス欄 _____		

銀行等口座振込依頼書の記入方法について（お願い）

- ① 依頼書の使用印鑑は、契約書等がある場合はその印鑑を使用することが必要です。
- ② 口座名義には必ずフリガナを記入して下さい。（送信はカタカナ文字により行われますので、フリガナのない場合、振込が遅れることがあります。）
- ③ 文字・数字等は明確に記入願います。

※公社使用欄

相手方グループ	
相手方番号	

委任状

令和 年 月 日

私（入札参加申込者）は、「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1. 委任する権限

「一般競争入札」による大阪府住宅供給公社 松原市一津屋用地売払に関する一切の権限

2. 代理人

住所

氏名

代理人使用印

委任者

入札参加申込者：

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

共有名義者の場合の共有者：

住 所

氏 名

〔 法人においては
名称及び代表者名 〕

実印

（注） 1. 委任状は、開札当日に必要です。

2. 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印して下さい。

(宛名見本)

入札書他、必要書類の郵送時にご利用下さい。

〒541-0042

北浜郵便局留

配 達	9月7日
指 定 日	(月曜日)

大阪府住宅供給公社

住宅経営部 管理企画課 活用第一グループ 宛

☐一般書留郵便 ☐簡易書留郵便 ☐特定記録郵便

郵便入札用 入札関係書類 在中

入札必要書類等チェックリスト（郵送していただく書類のチェックリスト）

	1 名（1 社）で 参加する場合	共有名義で 参加する場合
①入札書（様式－３）	☐	☐
②入札参加申込書（様式－４）	☐	☐
③本物件入札に関する誓約書 （様式－５）	☐	☐
④大阪府住宅供給公社契約関係 暴力団排除措置要綱に基づく 誓約書（様式－６）	☐	☐
⑤役員名簿（様式－７）	☐ ※法人の場合のみ必要	☐ ※共有者全員分必要
⑥住民票（※１）	☐	☐ ※共有者全員分必要
⑦印鑑証明書	☐	☐ ○ ※共有者全員分必要

※入札保証金納付書（様式－８）、委任状（様式－１０）は郵送せず、開札日当日にご持参下さい。

※１ 法人の場合は「商業登記簿謄本」又は「履歴事項全部証明書」をご用意下さい。

■詳細は、本要領 P. 6～7 に記載の「9. 入札方法等（2）入札必要書類等」をご覧ください。

■開札当日ご持参いただくものについては、本要領 P. 8 に記載の「12. 開札について」をご覧ください。



地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車⑧番出口徒歩約5分、堺筋線北浜駅下車②番出口徒歩約3分